

2026年3月

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者は、〔注1〕の届出要件に該当する場合、同法第五条第一項に基づき、前年度の第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量（以下「排出量等」という。）を把握し、同条第二項に基づき、当該排出量等を主務大臣に届け出る（以下「P R T R届出」という。）義務が課されています。

〔注1〕第一種指定化学物質等取扱事業者の要件（届出要件）

- ① 対象業種として政令で指定する24業種に属する事業を営んでいる事業者
- ② 本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者
- ③ いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の事業所を有する事業者等、又は、他法令で定める特定の施設（特別要件施設）を設置している事業者

届出要件①への該当性については日本標準産業分類（平成5年10月改定）<sup>1</sup>に基づいて「事業者」単位で判断する一方、「事業所」として政令指定業種を営んでいない場合は、当該事業所はP R T R届出の対象外（※1）となります。

（※1）添付1 問2-1-4 参照。

今般、鉱業法第五条に規定する鉱業権が消滅した鉱区、同法第六十二条第二項に基づく事業着手延期認可を受けている鉱区及び同条第三項に基づく事業の休止認可を受けている鉱区（以下「鉱業権消滅鉱区等」という。）に係る鉱害を防止するための事業（以下「鉱害防止事業」という。）のみを行う事業所から、P R T R届出が提出されている可能性が確認されました。

鉱害防止事業のみを行う事業所については、P R T R届出の対象となる、日本標準産業分類（平成5年10月改定）に示す「金属鉱業」又は「原油及び天然ガス鉱業」に分類される事業には当たらないと判断されますので、あらためて周知いたします。

なお、鉱業権消滅鉱区等と同じ事業所内（※2）において、政令で指定する24業種に属する事業を営んでいる場合で、第一種指定化学物質の年間取扱量が年間1トン以上又は特定第一種指定化学物質の年間取扱量が年間0.5トン以上の場合はP R T R届出が必要となります。

<sup>1</sup> P R T R届出で用いている業種は、この制度が開始された時点の日本標準産業分類（平成5年10月改定）に基づいており、最新の産業分類とは内容が異なる場合がある点ご注意ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000316970.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000316970.pdf)

また、鉱業権消滅鉱区等と同じ事業所内で営む政令で指定する業種が「金属鉱業」又は「原油及び天然ガス鉱業」に属する場合であって、鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている場合は、鉱業権消滅鉱区等からの排出量等についてもP R T R届出が必要となりますのでご注意ください。

(※2) 添付1 問2-1-3 参照。

#### 問い合わせ先

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課

化学物質リスク評価室 管理班

電話：03-3501-0080

お問い合わせメールフォーム：

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

※お問い合わせ種別は「化管法（P R T R制度）」を選択してください。

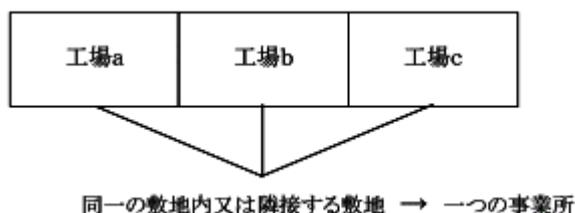
P R T Rに関するQ & A (P R T R排出等算出マニュアル)<sup>2</sup>  
(抜粋)

問 2-1-3 (事業所の範囲の判断)

本法における「事業所」の範囲は、どう判断したらよいのですか。

答 法第5条における「事業所」とは、政令で定める業種に属する事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものをいいます。ただし、同一の又は隣接する敷地内になくても、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、化学物質管理が一体として行われている場合は、一事業所として取り扱って差し支えありません。また、当該場所における人的管理部門の存否は問いません。(以下の例1～例5も参照してください。)

[例1] 異なる製品を生産する複数の工場 a～c がある場合においても、単一の運営主体のもと、同一の又は隣接する敷地内で事業活動が行われていれば、全体を一括して一事業所としてください。



[例2] ～ [例5] (略)

問 2-1-4 (対象業種以外の事業のみを行っている事業所の場合)

対象業種ではない事業のみを営む事業所は、届出が必要ですか。

答 第一種指定化学物質等取扱事業者が、ある事業所において同時に二以上の業種に属する事業を行っており、かつ、それらの業種の一つが政令で定める業種(以下「対象業種」という。)である場合には、当該事業所は法第5条に規定する把握・届出を行う必要があります。しかし、第一種指定化学物質等取扱事業者が、ある事業所においては対象業種に属する事業をまったく行っていない場合には、当該事業所は法第5条にいう「事業所」に該当せず、把握・届出の必要はありません。

<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/manual\\_faq.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html)